

環 評 審 第 33 号

令和3年(2021年)3月10日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会 長 山下 竜



環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針の改正について（答申）

令和3年（2021年）2月1日付け環境第1051号で諮問のありましたこのことについて、北海道環境影響評価条例第56条の規定により、別添のとおり答申します。

# 環境影響評価に関する技術的方法等の

## 一 般 的 指 針

(改正案) ※見え消し版

第 1 章 一般の環境影響評価編 別冊 1

第 2 章 特定地域環境評価編 別冊 2

北 海 道

(別冊 1)

## 第 1 章 一般の環境影響評価編

# 環境影響評価技術指針（一般の環境影響評価編）

## 第1章 一般の環境影響評価編

### 第1節 総論

第1 趣旨	1
第2 環境影響評価の項目	1
第3 環境影響評価の実施	3
1 環境影響評価の全体的手順	3
2 配慮書	5
（1）位置等に関する複数案の設定	5
（2）事業特性及び地域特性の把握	5
（3）計画段階配慮事項の検討	6
（4）計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定	7
（5）配慮書の作成	10
3 方法書	11
（1）事業計画の立案	11
（2）事業特性及び地域特性の把握	11
（3）環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目等の選定（スコーピング）	11
（4）方法書の作成	13
4 準備書	14
（1）選定した環境影響評価項目等の検討	14
（2）調査の実施	14
（3）予測及び評価の実施	14
（4）環境保全措置の検討	15
（5）事後調査の検討	15
（6）準備書の作成	16
5 見解書	17
6 評価書	17
（1）評価書の作成	17
（2）評価書の補正	19
7 事後調査等報告書	19
（1）事後調査の実施	19
（2）事後調査等報告書の作成	19
8 その他留意すべき事項	20
（1）文献等を活用する際の出典の明示等	20
（2）専門家等からの知見の収集	20
（3）調査の結果の整理に当たっての留意点	20
（4）わかりやすい書類の作成	20
（5）事業者等による公表	20

### 第2節 各論

第1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	23
第1-1 大気汚染	23

第1-2	水質汚濁	24
第1-3	騒音及び超低周波音	25
第1-4	振動	27
第1-5	悪臭	28
第1-6	土壤汚染	29
第1-7	地盤 <del>洗下</del>	30
第1-8	日照 <del>阻害</del>	32
第1-9	電波障害	33
第2	生物の多様性の <del>保全確保</del> 及び多様な自然環境の保全に係る要素	34
第2-1	地形・地質	34
第2-2	植物	35
第2-3	動物	37
第2-4	生態系	39
第3	身近な自然等との触れ合いに係る要素	39
第3-1	景観	39
第3-2	身近な自然	40
第4	地球環境保全及び循環型社会に係る要素	40
第4-1	温室効果ガス	40
第4-2	廃棄物等	41
第5	一般環境中の放射性物質に係る要素	41
第5-1	放射線の量	41

# 第 1 章 一般の環境影響評価編

## 第 1 節 総 論

第1 趣旨

1 この環境影響評価技術指針第1章一般の環境影響評価編（以下「指針」という。）は、北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第4条の3、第4条の4、第4条の6、第4条の14、第7条、第7条の3、第12条から第14条まで、第15条の2、第20条の2、第28条、第28条の2、第29条の2、第38条及び第38条の2の規定に基づき、配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書等の作成等について定めるとともに、事業者が調査、予測及び評価の手法の選定その他環境影響評価を行う上で必要な技術的事項を定めるものである。

なお、環境影響評価については、科学的知見に基づき、合理的に行われるものであることから、事業者は、必要に応じ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性、地域特性等を踏まえ、この指針に定められた標準的事項以外のより適切な手法等を選定することができる。

2 この指針は、環境影響評価に関する科学的知見の進展、事例の蓄積により、随時標準的事項等の追加を行うとともに、5年程度ごとを目途に全般について点検し必要な見直しを行うものとする。

第2 環境影響評価の項目

環境影響評価を行う環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の項目は、次の表のとおりである。

環境要素		細 区 分
1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	1 大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準の項目</li> <li>・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、<del>及び</del>第4項、<u>第7項、第8項、第12項及び第16項</u>の物質</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類</li> </ul>
	2 水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目</li> <li>・水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条の物質及び第3条の項目</li> <li>・ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止<u>及び水域の生活環境動植物の被害防止</u>に係る<del>暫定指導指針について</del>（<u>令和</u>平成2年環境省水・大気環境庁水質保全局長通知）に定める農薬</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類</li> <li>・その他の項目（水温、底質及び塩分等）</li> </ul>
	3 騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境、自動車、鉄道、航空機、工場・事業場及び建設作業の各騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び各超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）</li> </ul>

	4 振動	・一般環境、自動車、鉄道、工場・事業場及び建設作業の各振動
	5 悪臭	・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項の特定悪臭物質及び第2項の臭気指数
	6 土壌汚染	・環境基本法第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の項目 ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類
	7 <del>地盤洗下</del>	・地盤沈下、 <u>土地の安定性</u>
	8 <del>日照障害</del>	・日照障害、風車の影、 <u>反射光</u>
	9 電波障害	・電波障害
2 生物の多様性の <u>保全確保</u> 及び多様な自然環境の保全に係る要素	1 地形・地質	・地形、表層地質、土壌及び温泉
	2 植物	・種子植物、シダ植物、藻類
	3 動物	・ほ乳類、鳥類、両生・は虫類、魚類、昆虫類（水生昆虫類を除く。）及び底生動物（水生昆虫類を含む。）
	4 生態系	・生態系
3 身近な自然等との触れ合いに係る要素	1 景観	・自然景観、都市景観及び農村（里地）景観
	2 身近な自然	・身近な自然（野外レクリエーション地を含む。）
4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素	1 温室効果ガス	・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項の物質
	2 廃棄物等	・一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土
5 一般環境中の放射性物質に係る要素	1 放射線の量	・粉じん等の発生に伴うもの ・水の濁りの発生に伴うもの ・産業廃棄物及び建設発生土の発生に伴うもの



第3 環境影響評価の実施

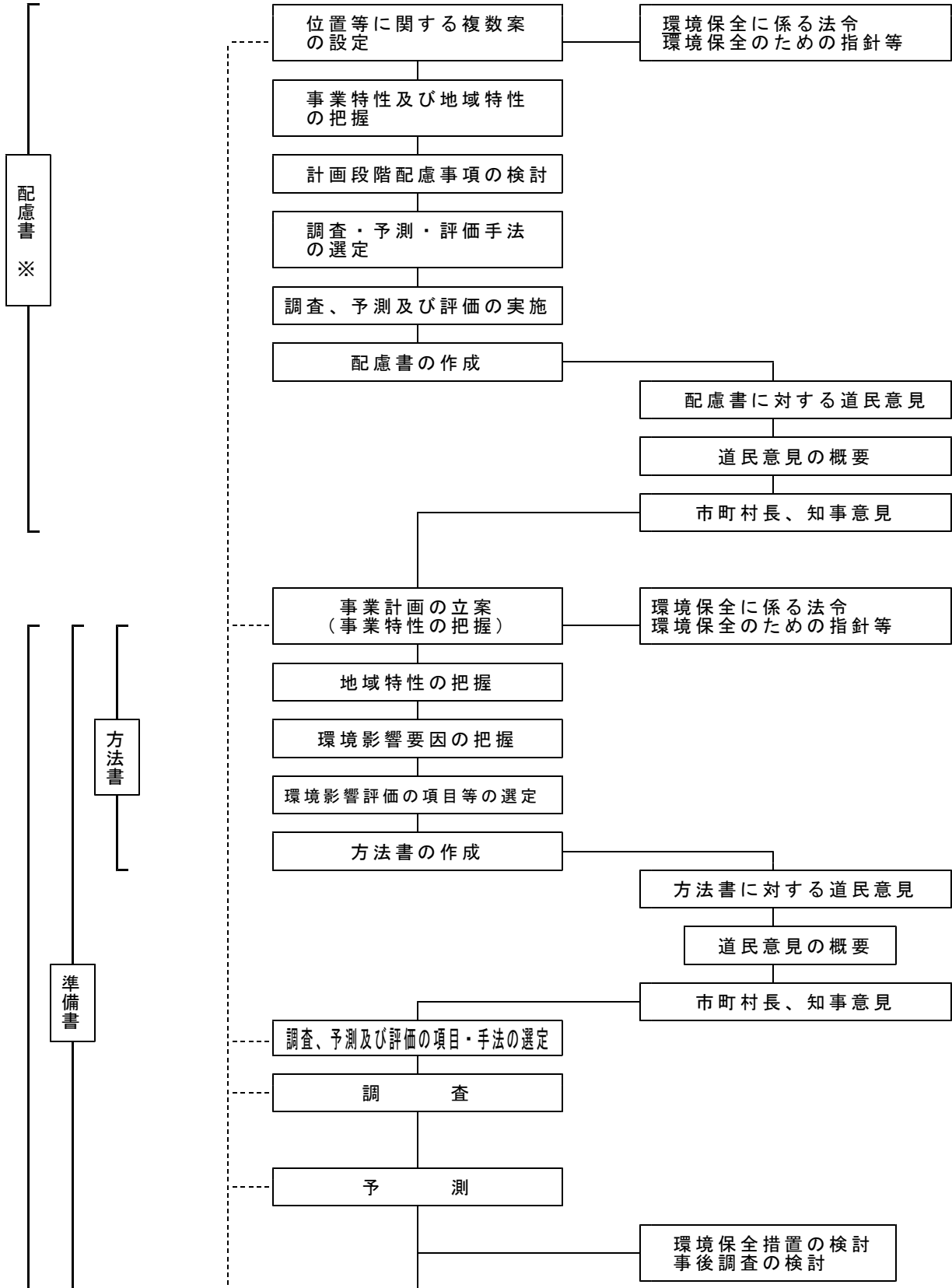
1 環境影響評価の全体的手順

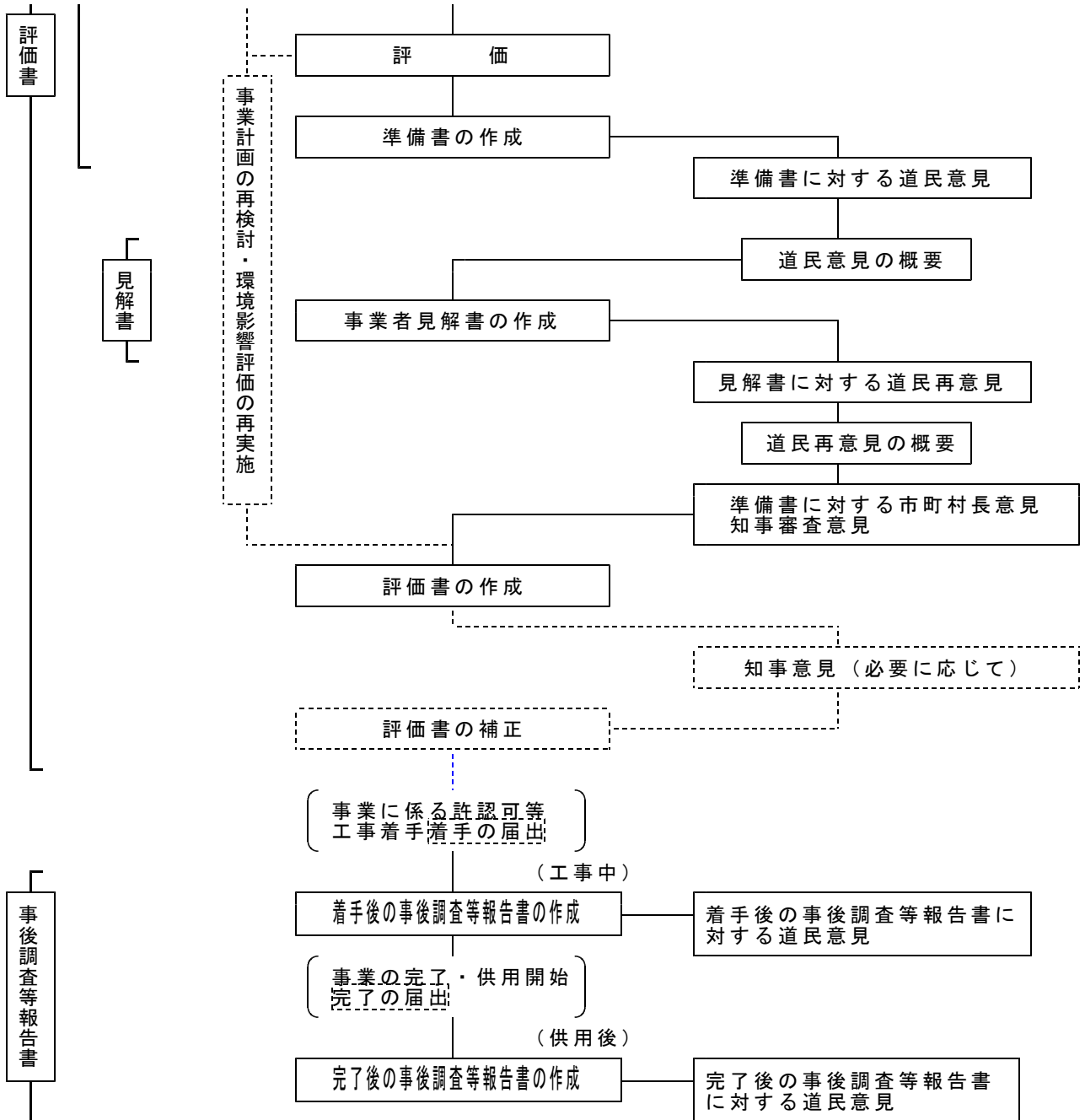
環境影響評価に係る全体的手順は、おおむね次のとおりである。

<関係図書の区分>

<事業者等の行為>

<検討すべき意見等>





【※配慮書】

第一種事業を実施しようとする者は、必要と認めるとき、配慮書に係る手続の前に、配慮書の案を作成し、環境保全の見地からの道民等の意見を求めることができる。

## 2 配慮書

### (1) 位置等に関する複数案の設定

- ア 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業（条例第3条の13第2項の規定により第一種事業とみなして手続を行うこととした第二種事業を含む。以下同じ。）が実施されるべき区域の位置、第一種事業の規模又は第一種事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにすること。
- イ アによる位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業が実施されるべき区域の位置又は第一種事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意すること。
- ウ アによる位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業に代わる事業の実施により当該第一種事業の目的が確保される場合その他第一種事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにすること。
- エ 計画段階配慮事項についての検討の段階から、環境保全に関する法令の遵守はもとより、道等が定めた環境保全に係る各種の指針等の趣旨を踏まえ事業者が自ら環境に配慮することは、環境保全を図る上で極めて重要である。計画段階配慮事項の検討に当たり考慮すべき道が定めた環境保全に係る各種の主な指針等は、次のとおりである。

北海道環境基本計画 北海道地球温暖化対策推進計画 北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ21北海道） 北海道快適環境づくり指針 北海道の化学物質問題に関する取組方針  
北海道湖沼環境保全基本指針 北海道循環型社会形成推進基本計画 北海道廃棄物処理計画  
北海道自然環境保全指針 北海道湿原保全マスタープラン 北海道野生動物保護管理指針  
北海道希少野生動植物種保護基本方針 北海道生物多様性保全計画 北海道鳥獣保護管理事業計画  
北海道レッドデータブック 及び北海道レッドリスト2001 北海道外来種対策基本方針  
北海道ブルーリスト 2010 北海道森林づくり基本計画 北海道景観計画 北海道景観形成ビジョン  
北海道公共事業景観づくり指針 北海道の川づくり ビジョン基本計画 等

※上記指針等は今後改廃等が想定されるため、最新のものを道のホームページ等で確認のこと。

### (2) 事業特性及び地域特性の把握

第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容（以下2において「事業特性」という。）並びに第一種事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的状況及び社会的状況（以下2において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握すること。

#### ア 事業特性に関する情報

- (ア) 第一種事業の種類（北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号。以下「規則」という。）別表第1の第2欄に掲げる事業内容の要件をいう。）
- (イ) 第一種事業の規模（規則別表第1の第2欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の規模要件をいう。）
- (ウ) 事業実施想定区域の位置
- (エ) 第一種事業の諸元（規則別表第2及び第3の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれ

ぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元に相当するものその他の主な諸元をいう。)並びに  
第一種事業に係る建造物等の構造及び配置(第一種事業の諸元に含まれるものを除く)

- (オ) 第一種事業に係る工事の実施に係る工事計画の概要
- (カ) その他第一種事業に関する事項

イ 地域特性に関する情報

地域特性に関する情報は、次に掲げる項目について、入手可能な最新の文献等の資料により把握するとともに、これらの情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。また、これらの資料の出典を明らかにして整理すること。

自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気環境(気象、大気質、騒音、振動、悪臭等)の状況</li> <li>・ 水環境(水象、水質、水底の底質、地下水(温泉を含む。)等)の状況</li> <li>・ 土壌及び地盤の状況 (以上、環境基準等が設定されているものについてはその確保の状況及び公害等に係る苦情が発生しているものについてはその状況を含む。)</li> <li>・ 地形及び地質の状況</li> <li>・ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</li> <li>・ 景観、身近な自然(野外レクリエーション地を含む。)の状況</li> <li>・ 文化財(文化財保護法等で定める史跡名勝天然記念物等)の状況</li> <li>・ 一般環境中の放射性物質(放射線の量)の状況</li> </ul>
社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口及び産業の状況</li> <li>・ 土地利用の状況</li> <li>・ 河川、湖沼、海域及び地下水(温泉を含む。)の利用の状況</li> <li>・ 交通の状況</li> <li>・ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</li> <li>・ 下水道の整備の状況</li> <li>・ 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>

(3) 計画段階配慮事項の検討

- ア 計画段階配慮事項を検討し、当該事項を選定するに当たっては、(2)により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、第一種事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「環境影響要因」という。)が、第2の環境影響評価の項目の表に掲げる環境要素に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討すること。
- イ アによる計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる環境影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の新設及び増改築その他の環境影響要因の態様を踏まえて適切に区分し、区分された環境影響要因ごとに検討すること。
  - (7) 第一種事業に係る工事の実施(第一種事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、これらの撤去又は廃棄を含む。)
  - (イ) 第一種事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場

合には、これらの撤去又は廃棄を含む。)

ウ イによる検討は、環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、区分された環境要素ごとに行うこと。

~~エ アによる計画段階配慮事項の選定は、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うこと。~~

~~なお、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにして整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。~~

エオ アにより計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、アにより選定した事項（以下「選定事項」という。）の選定理由を明らかにできるように整理すること。

#### (4) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定

##### ア 手法の選定に係る基本的な考え方

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとにイからエまでに定めるところにより選定すること。

##### (7) 人の健康の保護及び生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項

汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（当該環境要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康及び生活環境に及ぼす影響を把握すること。

##### (イ) 生物の多様性の保全確保及び多様な自然環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項

###### a 地形・地質に区分される環境要素に係る選定事項

学術上若しくは景観上特に配慮が必要な地形・地質又は水域への土砂流入を防止する観点から土地の安定性に関して特に配慮が必要な地形・地質について調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。

###### b 「植物」及び「動物」に区分される環境要素に係る選定事項

陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。

###### c 「生態系」に区分される環境要素に係る選定事項

次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握すること。

(a) 自然林、湿原、藻場、干潟、~~さんご群集~~及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

(b) 里地・里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに河川沿いの~~氾濫原~~の湿地（氾濫原や河跡湖など）帯及び河畔林等の川岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

(c) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

(d) 都市において現に存する樹林地その他緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

- (ウ) 身近な自然等との触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項
  - a 「景観」に区分される環境要素に係る選定事項  
景観に関し、眺望の状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。
  - b 「身近な自然」に区分される環境要素に係る選定事項  
日常的な人と身近な自然との触れ合いの活動及び野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握すること。
- (エ) 地球環境保全及び循環型社会を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項  
温室効果ガスに関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を把握すること。
- (オ) 放射性物質による環境汚染防止を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項  
一般環境中の放射性物質による環境の汚染の状況については、放射線の量によって把握すること。

#### イ 調査手法の選定

- (ア) 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、アで定めるところによるほか、次のaからcまでに掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定すること。
  - a 調査すべき情報  
選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報を調査すること。
  - b 調査の基本的な手法  
国又は第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下2において「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法を選定すること。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要があると認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査等の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法を選定すること。
  - c 調査の対象とする地域（以下2において「調査地域」という。）  
第一種事業の実施により、選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域等、調査に適切な範囲であると認められる地域を選定すること。
- (イ) (ア)のbに定める調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、これらの法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定すること。
- (ウ) (ア)により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の少ない手法を選定するように留意すること。
- (エ) (ア)により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の情報の出典等を明らかにできるようにすること。
- (オ) 希少生物の生息・生育に関する情報については、それらの種の生息等を脅かすことにな

らないよう、公表に当たっては必要に応じて種及び生息場所等が特定できないように情報を整理・記載するよう配慮すること。

#### ウ 予測手法の選定

- (7) 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれに定めるものを知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定すること。
- a 予測の基本的な手法
- 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法を選定すること。
- b 予測の対象とする地域（以下2において「予測地域」という。）
- 調査地域のうちから適切に選定された地域を選定すること。
- (イ) (7)のaに定める予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定すること。
- (ロ) (7)により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにすること。
- (ハ) (7)により予測の手法を選定するに当たっては、第一種事業において最新の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要があると認めるときは、その不確実性の内容を明らかにできるようにすること。

#### エ 評価手法の選定

計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意すること。

- (7) 2の(1)のアにより位置等に関する複数案が設定されている場合は、設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、比較すること。
- (イ) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- (ロ) 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、これらの基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、その環境要素に係る環境基準が定められているものについては、環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (ハ) 第一種事業を実施しようとする者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合は、この措置の内容を明らかにすること。

#### オ 手法選定に当たっての留意事項

- (7) ~~計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じて専門家等の助言を受けて選定すること。~~
- ~~なお、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにして~~

~~きるよう整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。~~

~~(イ)~~ 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うこと。

~~(イ)~~ 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにして整理すること。

(5) 配慮書の作成

ア 配慮書（配慮書の案を含む。）には、（１）から（４）までに含まれるもののほか、事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要、計画段階配慮事項の調査・予測・評価の結果等を記載すること。

イ 配慮書（配慮書の案を含む。）の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</li> </ul>
2 事業の目的及び内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的（事業の背景、経緯及び必要性等）</li> <li>事業の種類及び規模、事業計画の概要（２の（２）で把握した事業特性に関する情報）等</li> <li>位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由）</li> <li>位置等に関する複数案の設定に当たり、事業を実施しないこととする案を設定した経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由を含む）</li> </ul>
3 事業実施想定区域及びその周囲の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性（事業実施想定区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況）</li> <li>把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの</li> </ul>
4 計画段階配慮事項の調査等の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定理由</li> <li><del>計画段階配慮事項並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容、専門家等の専門分野等</del></li> <li>計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの</li> <li>調査、予測及び評価等の結果の取りまとめに併記する事項</li> <li>① ２の（４）のイの(イ)によって明らかにした調査によって得られた</li> </ul>



	<p>情報が記載されていた文献名等の情報の出典等</p> <p>② 2の(4)のウの(ウ)によって明らかにした予測に関する事項の内容及び妥当性並びにこれらと予測の結果との関係</p> <p>③ 2の(4)のウの(エ)によって明らかにした予測の不確実性の程度及び内容</p> <p>④ 2の(4)のエの(エ)によって明らかにした環境保全措置の内容</p>
5 総合的な評価	・計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の内容の総括表
6 配慮書の案についての意見等 (配慮書の案の手続を行った場合)	<p>・条例第3条の11の規定により配慮書の案について行われた手続の経過の概要</p> <p>・配慮書の案についての道民意見の概要及び市町村長意見並びにこれらの意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解</p>
7 その他	・記載内容についての問い合わせ先等

#### ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準

可搬型の電子媒体とし、ファイル形式は、改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いるものとする。

### 3 方法書

#### (1) 事業計画の立案

ア 事業計画を立案する段階から、環境保全に関する法令の遵守はもちろん、道等が定めた環境保全に関する各種の指針等の趣旨を踏まえ事業者が自ら環境に配慮することは、環境保全を図る上で、極めて重要である。事業計画の立案に当たり考慮すべき道が定めた環境保全に係る各種の指針等は、2の(1)のエに定めるとおりである。

イ アの趣旨を踏まえ、方法書の事業計画の概要には、事業者の環境保全に対する基本的な考え方や事業計画の立案に際して行った環境への配慮を含めて記載すること。

配慮書手続を行った場合においては、対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及び対象事業の規模等を決定する過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を記載すること。

#### (2) 事業特性及び地域特性の把握

ア 環境影響評価の項目や調査等の手法の選定に当たっては、この選定に影響を及ぼす対象事業における2の(2)のアに掲げる情報の内容（以下「事業特性」という。）並びにその選定を行うために必要な範囲内で、対象事業実施区域及びその周辺地域における2の(2)のイの表に掲げる自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握すること。

イ 地域特性の把握は、既存資料の整理又は解析を基本とし、必要に応じて現地調査により行うこと。なお、現況の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も把握すること。

ウ 地域特性の方法書への記載に当たっては、地名、河川名等の由来（アイヌ語）の解説を記載するとともに、アの表の各項目と選定した環境影響評価の項目との関連を簡潔に記載すること。

#### (3) 環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目等の選定（スコーピング）

環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目等の選定に当たっては、2の配慮書において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

## ア 環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目の選定

(7) 環境影響評価の項目は、第2の表の環境要素の細区分を基本として、事業の実施に伴う環境への影響の可能性やその程度を工事の施工中及び完了後（事業の供用後）の各段階ごとに事業の内容に応じた的確に把握した上で、それらの環境保全上の重要性に応じ適切に選定すること。

また、事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響も把握すること。

なお、環境影響評価の項目に漏れが生じないよう、環境要素の細区分と環境に影響を及ぼすおそれのある要因（環境影響要因）とを両軸としたマトリックスを用い、環境影響評価の項目に係る環境要素の採否に関する一覧表（別表1「環境要素と環境影響要因とを両軸としたマトリックス表の例」を参考にすること。）を作成すること。

(イ) (7)による環境影響評価の項目の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じ、環境要素の細区分の項目を選定しないことができる。

a 環境要素の細区分の項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

b 対象事業実施区域又はその周囲に、環境要素の細区分の項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

(ウ) 方法書には、(7)により選定した環境影響評価の項目については選定理由（事業特性又は地域特性との関連を含む。）を、選定しなかった環境要素の細区分の項目についてはその選定しなかった理由を記載すること。

(エ) 事業の実施に伴う環境影響要因及びそれにより影響を受けるおそれがあると考えられる環境要素を整理し、それらの位置関係を示した図面に環境影響評価の項目の選定の結果を記載した環境影響評価総括図表を作成すること。

## イ 調査等の手法の選定

(7) 調査の手法については、事業特性、地域特性を勘案して、調査対象地域を適切に設定するとともに、調査の時期、調査の範囲又は位置及び調査方法を選定すること。

この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること、また、年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始すること。

なお、調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。

(イ) (7)による手法の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じ、本指針に定められた手法より簡略化された手法を選定することができる。

a 当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること

b 対象事業実施区域又はその周囲に、当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

c 類似の事例による当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

d 当該環境要素の細区分の項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、本指針に定められた調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

(ウ) (7)による手法の選定に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じ、本指針に定められた手法より詳細な手法を選定するよう留意すること。

a 事業特性により、当該環境要素の細区分の項目に関する環境影響の程度が著しいものと

なるおそれがあること。

b 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が当該環境要素の細区分の項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(a) 当該環境要素の細区分の項目に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

(b) 当該環境要素の細区分の項目に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

(c) 当該環境要素の細区分の項目に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(イ) 方法書には、(ア)により選定した調査の手法をその選定理由とともに記載すること。

なお、予測及び評価の手法が選定されている場合には、当該手法及びその選定理由を併せて記載すること。

(オ) 希少生物の生息・生育に関する情報については、それらの種の生息等を脅かすことにならないよう、公表に当たっては必要に応じて種及び生息場所等が特定できないように情報を整理・記載するよう配慮すること。

(4) 方法書の作成

ア 方法書には、(1)から(3)までに含まれるもののほか、事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要を記載すること。

なお、対象事業実施区域内の土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等については、必要に応じて記載すること。

イ 方法書の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）等
3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの
4 計画段階配慮事項の調査等の結果（配慮書手続を行った場合）	・配慮書における計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの（配慮書の案を作成している場合は、配慮書の案における計画段階配慮事項の調査等の結果を取りまとめたものを含む。）
5 配慮書に係る道民意見等	・配慮書に係る道民意見の概要、知事の意見及び関係市町村長の意見（配慮書の案を作成している場合は、配慮書の案についての道民意見の概要

(配慮書手続を行った場合)	及び市町村長の意見を含む。)並びにこれらの意見についての事業者の見解
6 環境影響評価の項目等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由(環境影響要因を含む。)</li> <li>・マトリックス表等</li> </ul>
7 総括図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価総括図表等</li> </ul>
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書を作成している場合にあっては、対象事業について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続の経緯の概要</li> <li>・知事の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項</li> <li>・記載内容についての問い合わせ先等</li> </ul>

ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の(5)のウによること。

#### 4 準備書

##### (1) 選定した環境影響評価項目等の検討

方法書に対する環境保全の見地からの道民意見、知事意見及び市町村長意見を踏まえ、選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について検討を行うこと。

検討に当たっては3の(3)のア「環境影響要因の把握及び環境影響評価の項目の選定」、3の(3)のイ「調査等の手法の選定」に準拠すること。

##### (2) 調査の実施

ア 調査については、環境影響評価の項目ごとに、第2節各論の標準的手法を参考にして実施すること。

なお、事業特性、地域特性により、必要に応じ、これらの標準的手法以外の手法により調査を実施することができる。

イ 調査の対象範囲は、事業の実施に伴う工事の施工中及び完了後(事業の供用後)の環境への影響の範囲を勘案して設定すること。また、調査の実施時期は、環境の現況を適切に把握できる時期を設定すること。

ウ 調査を実施した結果、予測及び評価を行う必要がないものと判断される環境影響評価の項目については、当該項目並びに予測及び評価を行う必要がないものと判断した理由を記載すること。

##### (3) 予測及び評価の実施

予測及び評価については、環境影響評価の項目ごとに、第2節各論の標準的手法を参考にして実施すること。

なお、事業特性、地域特性及び調査の結果により、必要に応じ、これらの標準的手法以外の手法により予測及び評価を実施することができる。この場合においては、標準的手法以外の手法を選定した理由及び予測に必要な各種パラメータ、原単位等の設定理由、妥当性等を記載すること。

##### ア 予測の実施

(ア) 予測の対象範囲は、(2)のイに準じて設定すること。

(イ) 予測を行う地点は、地域特性及び調査の結果を踏まえ、適切に選定することとし、その選定理由を記載すること。

(ウ) 予測は、環境影響評価の項目ごとに、原則として、工事の施工中の環境への影響が最大

となる時点、工事完了後の事業活動が定常の状況に達する時点及び設定が可能な場合には影響が最大となる時点を想定して実施すること。

なお、事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ予測を行うこと。

(エ) 動物、植物等において種等の第2の表の細区分欄に掲げる区分より小さい区分を保全を図るべき対象として選定し、予測を行うときは、その選定理由を記載すること。

(オ) 事業者以外の者の事業活動等による環境影響を明らかにするとともに、その内容を記載し、バックグラウンドが適切に設定されていることを示すこと。

(カ) 予測の不確実性の検討に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握し、記載すること。

(キ) 環境保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の効果を見込んで予測を行うときは、環境保全措置の内容及び当該措置の実現の見通し等を含めて記載すること。

#### イ 評価の実施

(ア) 評価には、環境への影響が事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されるかどうかの視点からの検討を含めること。この場合においては、必要に応じて、環境保全措置の検討の経過を記載し、評価の具体的な手順及び評価の考え方を明らかにすること。

なお、予測の不確実性により環境保全措置を講じてもなお懸念される環境への影響等についても、評価に含めて記載すること。

(イ) 国又は道、市町村等が環境影響評価の項目について環境保全の観点から基準又は目標を定めているときは、これらとの比較を行い、評価に含めて記載すること。

#### (4) 環境保全措置の検討

ア 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討を行うこと。

イ 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにし、記載すること。

ウ 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにし、記載すること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにすること。

#### (5) 事後調査の検討

ア 次のいずれかに該当すると認められる場合において、事業着手後にモニタリング等が必要な項目については、事後調査の計画を作成し、記載すること。

(ア) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合。

(イ) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合。

(ウ) 工事の施工中及び完了後（事業の供用後）において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合。

(エ) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償

措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合。

(オ) 事業特性、地域特性及び調査の結果を勘案し、上記以外に事後調査が必要であると認められる場合。

イ アの計画には、事後調査を行うこととした理由、モニタリングの項目、手法、実施主体及び実施時期並びにモニタリングの結果に応じて実施すべき環境保全措置に関する対応方針を記載すること。

なお、モニタリングの実施時期については、工事の施工中の環境への影響が最大となる時点、工事完了後の事業活動が定常の状況に達する時点等を勘案して定めること。

(6) 準備書の作成

ア 準備書に記載する環境影響評価の項目、調査の手法等は、方法書に対する環境保全の見地からの道民意見、知事意見及び市町村長意見等を踏まえて、事業者において検討を加えた環境影響評価の項目、調査の手法等とすること。

なお、この検討により方法書に記載した環境影響評価の項目、調査の手法等に変更が生じたときは、方法書の記載内容と対比するなどにより変更部分を明らかにした上で、記載すること。

イ 準備書の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 事業者の氏名及び住所	・事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等
3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの
4 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等
5 総括図	・環境影響評価総括図表等
6 調査、予測及び評価の結果	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）
7 環境保全措置	・環境保全措置の内容及び当該措置を講ずることとするに至った検討の状況

8 事後調査の計画	・モニタリングの計画（事後調査を行うこととした理由、調査項目、調査手法、実施主体（委託により行う場合は、実施主体及びその委託先）、実施時期等）及びモニタリングの結果に応じた対応方針
9 総合的な評価	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測、環境保全措置及び評価並びに事後調査の内容の総括表
10 手続の概要	・配慮書（配慮書の案を含む。）及び方法書について行われた手続の経過の概要 （配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合）
11 配慮書、方法書についての意見等	・配慮書及び方法書についての道民意見の概要、知事の意見及び関係市町村長の意見（配慮書の案を作成している場合は、配慮書の案についての道民意見の概要及び市町村長の意見を含む。）並びにこれらの意見についての事業者の見解
12 環境影響評価の委託者の氏名等	・環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合は、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
13 その他	・知事の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項 ・記載内容についての問い合わせ先等

ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の（5）のウによること。

## 5 見解書

見解書には、準備書についての道民意見の概要及び道民意見についての事業者の見解を、環境影響評価の項目ごとに分類するなどの整理を行った上で、記載すること。

また、電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の（5）のウによること。

## 6 評価書

### （1）評価書の作成

ア 評価書は、準備書及び見解書に対する環境保全の見地からの道民意見、知事意見及び市町村長意見を踏まえ、調査、予測及び評価等の結果について検討し、作成すること。

なお、検討の結果、補足又は修正を行うときは、4の「準備書」を参考に実施すること。

また、この検討の結果により準備書に記載した事項を修正したときは、その修正内容が的確に把握できるようにすること。

イ 評価書の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 事業者の氏名	・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び

及び住所	主たる事務所の所在地)
2 環境影響評価の概要	・環境影響評価の結果等についての概要（準備書に係る要約書に記載した事項をもとに、道民意見、市町村長意見及び知事意見等を踏まえて修正した内容を簡潔に記載すること。）
3 事業の目的及び内容	・事業の目的、事業の種類及び規模、事業計画の概要（事業特性及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項等を含む。）、土地利用計画、土地造成計画、污水排水計画等
4 対象事業実施区域及びその周囲の概況	・地域特性（対象事業実施区域及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況） ・把握した概況を適切な縮尺の平面図に明らかにしたもの
5 環境影響評価の項目等	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等
6 総括図	・環境影響評価総括図表等
7 調査、予測及び評価の結果	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測（環境保全措置を含む。）及び評価の結果の取りまとめ（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。）
8 環境保全措置	・環境保全措置の内容及び当該措置を講ずることとするに至った検討の状況
9 事後調査の計画	・モニタリングの計画（事後調査を行うこととした理由、調査項目、調査手法、実施主体（委託により行う場合は、実施主体及びその委託先）、実施時期等）及びモニタリングの結果に応じた対応方針
10 総合的な評価	・環境影響評価の項目ごとの調査、予測、環境保全措置及び評価並びに事後調査の内容の総括表
11 手続の概要	・配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書及び見解書について行われた手続の経過の概要 （配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合）
12 道民意見の概要等	・配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書及び見解書についての道民意見（準備書についての道民再意見を含む。）の概要並びに事業者の見解 （配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合）
13 市町村長意見	・配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書及び準備書についての市町村長



等	意見並びに事業者の見解 (配慮書の案及び配慮書については、当該手続を行った場合)
14 知事意見等	・ 配慮書、方法書及び準備書についての知事意見並びに事業者の見解 (配慮書については、当該手続を行った場合)
15 準備書を修正した内容	・ 準備書を修正した内容及び修正理由（道民意見、知事意見若しくは市町村長意見により修正したもの又は事業者自ら検討を加えて修正したものの区分を含む。）
16 環境影響評価の委託者の氏名等	・ 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合はその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
17 その他	・ 知事の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項 ・ 記載内容についての問い合わせ先等

ウ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の（5）のウによること。

## （2）評価書の補正

ア 評価書について知事から意見が述べられたときは、必要に応じ評価書を補正すること。

なお、評価書の補正をしないとにかかわらず、知事意見についての事業者の見解を評価書に追加して記載すること。

イ 評価書の補正を行うときは、当該修正に係る部分について所要の補正を行うこと。この場合、事業の目的及び内容、対象事業実施区域及びその周囲の概況、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、環境影響評価の結果に関する事項の修正を行うときは、当該修正に係る部分について、3の「方法書」、4の「準備書」を参考に実施すること。

## 7 事後調査等報告書

### （1）事後調査の実施

評価書に記載した事後調査の計画に基づき、工事の施工中及び工事完了後（事業の供用後）にモニタリングを実施すること。

### （2）事後調査等報告書の作成

ア （1）の結果及び評価書に記載したモニタリングの結果に応じて実施すべき環境保全措置に関する対応方針に基づき講じた措置の内容を記載すること。

なお、環境保全措置に関する対応方針に基づき講じた措置の内容には、当該措置を講ずることとするに至った検討の経緯を含めて記載すること。

イ モニタリングの一部に道、市町村等が実施している環境監視の結果を用いた場合は、その出典等を明らかにすること。

ウ 環境保全措置及び事業の実施の状況を記載する場合において、評価書に記載した内容を変更して実施したものがあるときは、当該変更の内容及び当該変更についての事業者の環境保全上の見解を明らかにして記載すること。

エ 事業の実施の状況については、事業の進捗状況を示す図面、法令に基づく各種の届出の写し等を資料として添付すること。

オ 事後調査等報告書は、事後調査の計画に基づきモニタリングを実施した後に作成し、速やか

に、知事及び関係市町村長に送付すること。

カ 電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準は、2の(5)のウによること。

## 8 その他留意すべき事項

### (1) 文献等を活用する際の出典の明示等

既存の文献等から各種の情報を引用する場合には、文献名、著者、作成時期、判明している場合には調査機関名等に加え、調査目的・趣旨、調査方法及び調査結果についても可能な限り具体的に記載すること。

### (2) 専門家等からの知見の収集

地域特性の把握、計画段階配慮事項やその検討に係る調査、予測及び評価手法の選定、環境影響評価の項目の選定、調査、予測及び評価の手法の検討、環境保全措置や事後調査の検討に当たっては、既存の文献等からの情報の収集のほか、必要に応じて、道、市町村、専門家等からの知見及び情報の収集に努めること。

なお、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするとともに、その対応状況も含めて整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにすること。

また、知見や情報の偏りを防ぐため、同一分野の複数の専門家等から聴き取りを行うこと。

### (3) 調査の結果の整理に当たっての留意点

盗掘、密猟又は繁殖阻害等が懸念される希少生物の生育又は生息に関する情報を記載するときには、種及び生育地又は生息地が特定されないよう配慮するものとし、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成24年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）等を参考にするとともに、記載方法については事前に協議を行うこと。

### (4) わかりやすい書類の作成

配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書、評価書、事後調査等報告書などの作成に当たっては、図表を効果的に用いるとともに、必要な場合には用語解説を加えるなど、簡明かつ平易な記載内容となるよう努めること。

また、配慮書等の各図書の冒頭に環境影響評価制度の仕組みや当該図書の役割、概要などについて示し、道民がより理解しやすいものとなるよう努めること。

### (5) 事業者等による公表

事業者等によるインターネットを利用した~~配慮書の案~~、配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書、評価書、事後調査等報告書などの公表に当たっては、利用者の利便性に配慮するものとし、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成24年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）、「環境影響評価法における報告書の作成・公表に関する考え方」（平成29年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）等を参考にすること。

別表1 環境要素と環境影響要因とを両軸としたマトリックス表の例

環境要素の区分		環境影響要因の区分 細区分	工事の施工中							工事の完了後				選定理由等			
			資材等の運搬	資材等の集積	重機の稼働	掘削等の土工	樹木等の伐開	土石の採取	工作物の設置	土捨場の設置	...	改変後の土地の存在	工作物の存在		自動車の走行	廃棄物の処分	取放水
1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	1 大気汚染	二酸化硫黄 ∴															
	2 水質汚濁	カドミウム ∴															
	3 騒音及び超低周波音	一般環境騒音 ∴															
	4 振 動	一般環境振動 ∴															
	5 悪 臭	アンモニア ∴															
	6 土壌汚染	カドミウム ∴															
	7 地盤 <del>沈下</del>	地盤沈下 ∴															
	8 日照 <del>障害</del>	日照障害 ∴															
	9 電波障害	電波障害															
2 生物の多様性の <del>保</del> <del>全</del> 確保及び多様な自然環境の保全に係る要素	1 地形・地質	地 形 ∴															
	2 植 物	種子植物 ∴															
	3 動 物	哺乳類 ∴															
	4 生態系	生態系															
3 身近な自然等との 触れ合いに係る要素	1 景 観	自然景観 ∴															
	2 身近な自然	身近な自然 ∴															
4 地球環境保全及び 循環型社会に係る要素	1 温室効果ガス	二酸化炭素 ∴															
	2 廃棄物等	一般廃棄物 ∴															
5 一般環境中の放射 性物質に係る要素	1 放射線の量	粉じん等 ∴															

※選定理由等の欄には、選定理由、非選定理由を記載する。

## 第 2 節 各 論

## 第1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素

### 第1-1 大気汚染

#### 1 現状調査

##### (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により大気中における濃度について調査する。

(手法)

- ・「大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）」に定める方法
- ・「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）」に定める方法
- ・「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）」に定める方法
- ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法
- ・「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号）」に定める方法
- ・その他の適切な方法

##### (2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（発生負荷量、排出形態等）等について、次の手法により調査する。

(手法)

- ・「地上気象観測指針（気象庁編）」に定める方法
- ・「高層気象観測指針（気象庁編）」に定める方法
- ・発生源についての聞き取り調査
- ・その他の適切な方法

##### (3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、大気汚染に係る環境基準、排出基準、周辺の土地利用等について調査する。

#### 2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により環境濃度の予測を行うものとする。

(手法)

- ・大気拡散式の理論解（プルームモデル、パフモデル、JEAモデル等）  
なお、必要に応じ環境濃度の現状再現性等について明らかにすること。
- ・風洞実験
- ・野外拡散実験
- ・類似事例からの推定
- ・その他の適切な方法

### 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、大気汚染物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、大気環境に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

## 第1—2 水質汚濁

### 1 現状調査

#### (1) 予測結果との照合、数値モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により公共用水域の水質、底質及び地下水の水質について調査する。

(手法)

- ・「水質調査方法について（昭和46年環境庁水質保全局長通知）」に定める方法
- ・「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に定める方法
- ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年環境庁水質保全局水質規制課長通知）に定める方法
- ・「底質調査方法について（平成24年環境省水・大気環境局長通知）」に定める方法
- ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」に定める方法
- ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法
- ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る暫定指導指針について（~~令和~~平成2年環境省水・大気環境庁水質保全局長通知）」に定める方法
- ・「公共用水域等における農薬の水質評価指針について（平成6年環境庁水質保全局長通知）」に定める方法
- ・その他の適切な方法

#### (2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、水象の状況（河川については流量、流速、利水状況等、海域については流向、流速、取排水、河川水流入量等、湖沼については水位、流出入流量、水温分布等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（流入負荷量、排出水温、排出形態等）等について、次の手法により調査する。

（手法）

- ・「海洋観測指針（気象庁編）」に定める方法
- ・水質調査方法について（昭和46年環境庁水質保全局長通知）に定める方法
- ・発生源についての聞き取り調査
- ・その他の適切な方法

### （3）予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、水質汚濁に係る環境基準の類型当てはめの状況、排水基準、利水の状況等について調査する。

## 2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により環境濃度の予測を行うものとする。ただし、濃度予測に必要な場合には、流れの場についても、予測することとする。

（手法）

- ・数理解析モデル（ストリータ・ヘルプスの式、拡散方程式の数値解析等）  
なお、必要に応じ流れの場、環境濃度の現状再現性等について明らかにすること。
- ・水理模型実験
- ・類似事例からの推定
- ・その他の適切な方法

## 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、水質汚濁物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、水域に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

## 第1-3 騒音及び超低周波音

### 1 現状調査

#### （1）予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げる騒音及び超低周波音について、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により騒音レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル等を調査する。

(手法)

- ・「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」に定める方法
- ・「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）」に定める方法
- ・「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月22年環境省）」に定める方法
- ・「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環境庁大気保全局長通知）」に定める方法
- ・「在来鉄道騒音測定マニュアル（平成27年10月22年環境省水・大気環境局大気生活環境室）」に定める方法
- ・「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」に定める方法
- ・「航空機騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月24年環境省）」に定める方法
- ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・農林・通産・運輸省告示第1号）」に定める方法
- ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・建設省告示第1号）」に定める方法
- ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年環境庁大気保全局）」に定める方法
- ・「低周波音問題対応の手引書（平成16年環境省）」に定める方法
- ・「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（平成29年5月環境省）」に定める方法
- ・その他の適切な方法

## (2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（音源のパワーレベル等）、交通の状況（交通量、車種混入率、道路構造、機材別時間帯別飛行回数等）等について、次の手法により調査する。

(手法)

- ・発生源についての聞き取り調査
- ・その他の適切な方法

## (3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、騒音に係る環境基準の類型当てはめの状況、規制基準の当てはめの状況、周辺の土地利用等について調査する。

## 2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。



また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により騒音レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル等の予測を行うものとする。

(手法)

・数理解析モデル（日本音響学会式、ISO9613-2等）

なお、必要に応じ騒音レベルの現状再現性について明らかにすること。

・模型実験

・類似事例からの推定

・その他の適切な方法

### 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、騒音発生源に係るパワーレベル（騒音の発生段階）の抑制措置、周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

## 第1-4 振動

### 1 現状調査

#### (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により振動レベルについて調査する。

(手法)

・「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）」に定める方法

・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）」に定める方法

・「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和51年環大特32号環境庁長官）」に定める方法

・その他の適切な方法

#### (2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（機械の種類、機械の位置等）、交通の状況（車種別交通量、走行速度、路盤構造等）、地盤の状況等について、次の手法により調査する。

(手法)

- ・発生源についての聞き取り調査
- ・その他の適切な方法

(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、振動に係る規制基準の当てはめの状況、周辺の土地利用等について調査する。

2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により振動レベルの予測を行うものとする。

(手法)

- ・数理解析モデル（建設省土木研究所提案式、距離減衰理論式等）  
なお、必要に応じ振動レベルの現状再現性について明らかにすること。
- ・模型実験
- ・類似事例からの推定
- ・その他の適切な方法

3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、振動発生源に係る振動レベル（振動の発生段階）の抑制措置、周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

## 第1-5 悪臭

### 1 現状調査

(1) 予測結果との照合、数値モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により臭気指数又は大気中における濃度について調査する。

(手法)

- ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める方法
- ・「特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）」に定める方法
- ・その他の適切な方法

(2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調

査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（発生負荷量、排出形態等）等について、次の手法により調査する。

（手法）

- ・「地上気象観測指針（気象庁編）」に定める方法
- ・発生源についての聞き取り調査
- ・その他の適切な方法

### (3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、悪臭に係る規制基準の当てはめの状況、周辺の土地利用等について調査する。

## 2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測時点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により臭気指数又は環境濃度の予測を行うものとする。

（手法）

- ・類似事例からの推定
- ・数理解析モデル（大気拡散式等）
- ・その他の適切な方法

## 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、悪臭物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、大気環境に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

## 第1-6 土壌汚染

### 1 現状調査

#### (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により土壌中の汚染物質の濃度等について調査する。

（手法）

- ・「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」に定める方法

- ・「土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)」に定める方法
- ・「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)(平成24年環境省水・大気環境局土壤環境課)」に定める方法
- ・「油汚染対策ガイドライン(平成18年3月環境省水・大気環境局土壤環境課)」に定める方法
- ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)」に定める方法
- ・その他の適切な方法

## (2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、予測及び評価において考慮すべき土壤汚染の状況(有害物質使用特定施設の設置状況、土地利用履歴等)について、次の手法により調査する。

(手法)

- ・土壤汚染の状況についての聞き取り調査
- ・その他の適切な方法

## (3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、土壤汚染対策法の指定区域の状況、周辺の土地利用等について調査する。

## 2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により事業の実施による土壤の改変の程度を把握し、土壤中の汚染物質の濃度等の予測を行うものとする。

(手法)

- ・類似事例からの推定
- ・その他の適切な方法

## 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、事業の実施による土壤中の汚染物質の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

## 第1-7 地盤洗干

### 1 現状調査

#### (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、事業特性及び地域特性を勘案して地盤沈下の状況（地盤沈下量、地盤沈下の出現の範囲及び程度等）や土地の安定性の状況（地形、地質及び表層の土壌）等について、次の手法により調査する。

（手法）

- ・水準測量、地盤沈下計、観測井等を用いる方法
- ・文献その他の資料による方法
- ・その他の適切な方法

## (2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、地盤等の状況（地形、地質構造、軟弱地盤の分布、土層の透水性及び圧密状況、地下水の賦存状況、地下水の水位及び揚水の状況等）等について、次の手法により調査する。

（手法）

- ・ボーリング調査、物理探査等による方法
- ・地形調査（測量、空中写真等）による方法
- ・「地盤材料試験の方法と解説（公益社団法人地盤工学会）」及び「地盤調査の方法と解説（公益財団法人地盤工学会）」に定める方法
- ・その他の適切な方法

## (3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、周辺の土地利用等について調査する。

## 2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

また、予測の前提条件となる各種緒元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により地盤沈下や土地の安定性の程度について予測を行うものとする。

（手法）

- ・水収支理論式
- ・圧密沈下理論式
- ・斜面安定解析
- ・類似事例からの推定
- ・その他の適切な方法

## 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されることを視点として含めるこ

とし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、事業の実施による地盤沈下や土地の安定性の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

## 第1-8 日照阻害

### 1 現状調査

#### (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、事業特性及び地域特性を勘案して日照の状況（日影や反射光の範囲、時刻、時間数等）等について調査する。

#### (2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、地形の状況（土地の高低等）等について調査する。

#### (3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の指定の状況、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく日影の規制基準、周辺の土地利用、日照の確保を必要とする施設や反射光の影響が及ぶ施設の分布状況等について調査する。

### 2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

なお、風車の影や反射光の予測範囲は、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影や反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、予測の対象時期は風力発電所や太陽電池発電所の運転の状況が定常状態となる時期及び風車の影や反射光に係る環境影響が最大となる時点とする。

また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により日照状況等の予測を行うものとする。

（手法）

- ・時刻別日影図
- ・等時間日影図

・反射光の時間毎到達範囲及び反射光の継続時間数図

- ・日照図表

- ・ 模型実験
- ・ 天空図又は天空写真
- ・ その他の適切な方法

### 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、事業の実施による日照障害等の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

また、日影に係る建築基準法に定める規制基準等との対比を行うこと。

## 第1-9 電波障害

### 1 現状調査

#### (1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、事業特性及び地域特性を勘案して受信の状況（電界強度、受信画像等）等について、次の手法により調査する。

（手法）

- ・ 電波測定車等による路上調査及びビル屋上調査
- ・ その他の適切な方法

#### (2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、地形の状況（土地の高低等）、テレビの受信形態（放送局、共同受信施設の状況等）等について調査する。

#### (3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、周辺の土地利用等について調査する。

### 2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により電波障害の予測を行うものとする。

（手法）

- ・ 建造物による電波障害予測計算の理論式
- ・ 類似事例からの推定
- ・ その他の適切な方法

### 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、事業の実施による電波障害の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

## 第2 生物の多様性の**保全確保**及び多様な自然環境の保全に係る要素

### 第2-1 地形・地質

#### 1 現状調査

##### (1) 地形・地質の存在状況（種類、分布又は性状）に関する調査

調査に当たっては、既存資料・文献等を広く収集し、内容を検討し、整理するとともに、その結果を踏まえ、適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、地形（水系、傾斜、不安定地形、起伏量等）、地質（表層地質、土壌等）及び温泉（温泉の分布、主成分、温度、ゆう出量等）について、次の手法により調査する。

（手法）

地形

- ・ 現地確認踏査
- ・ その他の適切な方法

地質

- ・ ボーリング等サンプル採取調査
- ・ 土壌断面調査
- ・ 露頭などの目視調査
- ・ その他の適切な方法

温泉

- ・ 「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）」（平成29~~24~~年環境省自然環境局）
- ・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
- ・ その他の適切な方法

##### (2) 予測範囲の設定及び評価に当たって留意すべき事項を把握するために必要な情報の収集

予測及び評価を実施する上で考慮すべき自然的状況、自然環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害警戒区域、河川保全区域、文化財の指定状況等について調査する。

#### 2 予測

##### (1) 保全を図るべき対象の選定（影響を予測する対象の選定）

存在状況（種類、分布、性状等）に関する調査の結果をもとに、保全を図るべき対象を適切に選定することとする。

具体的には、学術上若しくは景観保全上特に配慮が必要な地形・地質又は水域への土砂流入を防止



する観点から土地の安定性に関して特に配慮が必要な地形・地質、温泉の地熱発電利用に係る環境影響を受けるおそれがある地域を保全対象として選定する。

(選定に当たっての基礎的資料)

- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）指定史跡名勝天然記念物、埋蔵文化財包蔵地及び登録記念物
- ・北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）指定史跡名勝天然記念物
- ・市町村指定史跡名勝天然記念物
- ・土地分類基本調査（国土交通省）の地形分類図、表層地質図、土壌図
- ・自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局生物多様性センター）「自然景観資源調査」で確認されている地形・地質
- ・北海道自然環境保全指針のすぐれた自然地域
- ・北海道地熱・温泉ボーリング井データ集および索引図（地方独立行政法人北海道立総合研究機構地質研究所）
- ・北海道における地熱・温泉利用の現状（地方独立行政法人北海道立総合研究機構地質研究所）
- ・その他の適切な資料

## (2) 保全対象に関する予測

保全を図るべき対象が事業の実施により受ける影響の種類（直接的損傷、生育（息）環境の変化等）を明らかにするとともに、影響の程度を予測することとする。

具体的には、保全対象の位置又は範囲と事業により改変を行う区域とを比較し、改変量を明らかにするとともに、保全対象の成立基盤となっている湧水、温泉、地質構造等に及ぼす影響の程度を予測する。なお、温泉の地熱発電利用については、発電所の運転が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）を予測対象時期とする。

## 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

具体的には、保全対象ごとに、講じようとする環境保全措置を踏まえて事業の実施後の状況を現況との対比により明らかにし、保全対象の重要度を踏まえつつ、影響の程度に対する事業者の見解を評価の結果として示す。

## 第2—2 植物

### 1 現状調査

#### (1) 植物の存在状況（種類、分布又は性状）に関する調査

調査に当たっては、既存資料・文献等を広く収集し、内容を検討し、整理するとともに、その結果を踏まえ、適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により植物の種類、分布、現存植生、生育環境等について調査する。

なお、誤同定しやすい植物の種については、標本を作成すること。ただし、生育数が極めて少ない場合には、写真で代用することができる。

(手法)

- ・種の目視確認調査
- ・方形区又は帯状区調査
- ・その他の適切な方法

(2) 予測範囲の設定及び評価に当たって留意すべき事項を把握するために必要な情報の収集

予測及び評価を実施する上で考慮すべき自然的状況、自然環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、自然環境保全地域、自然公園地域、特別緑地保全地区、保安林、文化財の指定状況等について調査する。

2 予測

(1) 保全を図るべき対象の選定（影響を予測する対象の選定）

存在状況（種類、分布、性状等）に関する調査の結果をもとに、保全を図るべき対象を適切に選定することとする。

具体的には、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全を図るべき植物の種類、植物の生育環境を一体として保全を図るべき区域等を選定する。

また、保全を図る区域等に影響を与えると予測される侵略的な外来種<sup>注</sup>の分布状況について把握すること。

注) 侵略的な外来種とは…外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的な外来種という。侵略的外来種の被害を予防するためには、侵略的外来種を入れない、既にある侵略的外来種の生育域を拡げないことが原則である。

（選定に当たっての基礎的資料）

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）で指定されている種
- ・北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）で指定されている種
- ・文化財保護法指定天然記念物及び登録記念物
- ・北海道文化財保護条例指定天然記念物
- ・市町村指定天然記念物
- ・「環境省レッドデータブック」及び「環境省レッドリスト」  
\* 環境省レッドリストは順次見直しされているため、最新のレッドリストによりランク等を確認すること。
- ・「北海道レッドデータブック~~2001~~」及び「北海道レッドリスト」
- ・「北海道ブルーリスト~~2010~~」
- ・「植物群落レッドデータ・ブック1996（（財）日本自然保護協会、（財）世界自然保護連合日本委員会）」
- ・自然環境保全基礎調査（環境省自然保護局生物多様性センター）「すぐれた自然」の調査対象の貴重植物
- ・自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局生物多様性センター）「特定植物群落調査」の調査対象の重要な植物群落
- ~~・自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局生物多様性センター）「自然景観資源調査」で確認されている地形・地質~~
- ・北海道自然環境保全指針のすぐれた自然地域
- ・その他の適切な資料

(2) 保全対象に関する予測

保全を図るべき対象が事業の実施により受ける影響の種類（直接的損傷、生育環境の変化等）を明らかにするとともに、影響の程度を予測することとする。

具体的には、保全を図るべき対象種の生育地の位置及び範囲並びに生育環境を一体として保全を図るべき区域等と事業により改変を行う区域とを比較し、改変量を明らかにするとともに、生育環境の変化の程度、事業の実施による生育の阻害要因等について検討し、影響の程度を予測する。

また、保全を図る区域に影響を与えると予測される侵略的な外来種の侵入、拡散について、その程度について予測すること。

### 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

具体的には、保全対象ごとに、講じようとする環境保全措置を踏まえて事業の実施後の状況を現況との対比により明らかにし、保全対象の重要度を踏まえつつ、影響の程度に対する事業者の見解を評価の結果として示す。

また、保全を図る区域に影響を与えると予測される侵略的な外来種の侵入、拡散について、その程度について評価結果として示すこととする。

## 第2—3 動物

### 1 現状調査

#### (1) 動物の存在状況（種類、分布又は性状）に関する調査

調査に当たっては、既存資料・文献等を広く収集し、内容を検討し、整理するとともに、その結果を踏まえ、適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により動物の種類、分布、生息環境（集団繁殖地、営巣地、ねぐら、移動経路等）等について調査する。

（手法）

哺乳類

- ・食痕、糞、足跡等の痕跡調査
- ・シャーマントラップ等による捕獲調査
- ・バットディテクター等による調査
- ・定点撮影調査
- ・その他の適切な方法

鳥類

- ・ラインセンサス法、スポットセンサス法、定点観察法等による確認調査
- ・~~食痕、巣採餌場所、営巣地~~、ねぐら、足跡、~~糞~~ペレット等の痕跡調査
- ・風力発電所の設置又は変更の工事の場合、鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省自然環境局野生生物課）に示す衝突リスク評価のための鳥類調査手法
- ・希少猛禽類の生息が明らかになった場合、猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境省自然環境局野生生物課）に示す保全措置検討のための調査に準拠する方法
- ・その他の適切な方法

両生類・は虫類

- ・卵塊、幼生、鳴声等の確認調査又は捕獲調査
- ・その他の適切な方法

魚類

- ・網、釣り等による捕獲調査
- ・産卵床等の繁殖地確認調査
- ・その他の適切な方法

昆虫類

- ・見つけ採り、トラッピング（ピットホールトラップなど）、スウィーピング、ビーティング等

よる捕獲調査又は食草調査

- ・灯火調査
- ・聴覚調査
- ・直接観察調査
- ・その他の適切な方法

底生動物

- ・サーバーネット等による採取調査
- ・その他の適切な方法

(2) 予測範囲の設定及び評価に当たって留意すべき事項を把握するために必要な情報の収集

予測及び評価を実施する上で考慮すべき自然的状況、自然環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別緑地保全地区、保安林、文化財の指定状況等について調査する。

## 2 予測

(1) 保全を図るべき対象の選定（影響を予測する対象の選定）

存在状況（種類、分布、性状等）に関する調査の結果をもとに、保全を図るべき対象を適切に選定することとする。

具体的には、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全を図るべき動物の種、動物の生息環境を一体として保全を図るべき区域等を選定する。

（選定に当たっての基礎的資料）

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で指定されている種
- ・北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）で指定されている種
- ・文化財保護法指定天然記念物及び登録記念物
- ・北海道文化財保護条例指定天然記念物
- ・市町村指定天然記念物
- ・「環境省レッドデータブック」及び「環境省レッドリスト」  
\* 環境省レッドリストは順次見直しされているため、最新のレッドリストによりランク等を確認すること。
- ・「北海道レッドデータブック~~2004~~」及び「北海道レッドリスト」
- ・自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局生物多様性センター）「動物分布調査（哺乳類）」の調査対象種、「動物分布調査（鳥類）」の調査対象種のうち希少種としている種、「動物分布調査（両生類・は虫類）」の調査対象種、「動物分布調査（淡水魚類）」の調査対象種及び「動物分布調査（昆虫類）」の調査対象種
- ・北海道自然環境保全指針のすぐれた自然地域
- ・その他の適切な資料

(2) 保全対象に関する予測

保全を図るべき対象が事業の実施により受ける影響の種類（直接的損傷、生息環境の変化等）を明らかにするとともに、影響の程度を予測することとする。

具体的には、保全を図るべき対象種の生息地の位置及び範囲並びに生息環境を一体として保全を図るべき区域等と事業により改変を行う区域とを比較し、改変量を明らかにするとともに、次の手法により生息環境の変化の程度、事業の実施による生息の阻害要因等について検討し、影響の程度を予測する。

（手法）

- ・変化の程度の把握について、直接的損傷を受ける区域及び生息環境の変化が及ぶと考えられる区

域を推定し、重要な種及び注目すべき生息地について、死傷や逃避、生息・繁殖阻害等直接的損傷による個体数減少及び環境改変による生息地の劣化等を推定

- ・文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により、環境影響の量的又は質的な変化の程度を把握
- ・風力発電所の設置又は変更の工事の場合、鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省自然環境局野生生物課）に示す衝突リスク解析
- ・猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境省自然環境局野生生物課）に示す方法
- ・その他の適切な方法

### 3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

具体的には、保全対象ごとに、講じようとする環境保全措置を踏まえて事業の実施後の状況を現況との対比により明らかにし、保全対象の重要度を踏まえつつ、影響の程度に対する事業者の見解を評価の結果として示す。

## 第2-4 生態系

### 1 予測・評価

植物、動物等の調査結果から地域生態系を特徴づける種、生態系の上位に位置する種、他の種の生存基盤となる種などの分布、生息（育）状況のほか生息（育）環境を一体として保全を図るべき区域を把握した上で、水象、地質などの成立基盤との相互関連性について検討するとともに、事業実施後の緑地の配置、連続性といった空間的広がりやその保全のための措置を踏まえ、生息（育）環境への影響の程度に対する事業者の見解を予測及び評価の結果として示す。

## 第3 身近な自然等との触れ合いに係る要素

### 第3-1 景観

#### 1 現状調査

##### (1) 身近な自然等の存在状況（構成要素、位置、利用状況等）に関する調査

調査は、既存資料・文献、市町村、住民等からの聞き取り調査により情報を広く収集し、内容を検討及び整理するとともに、その結果を踏まえ、適切な調査範囲、調査時期等を設定し、現地調査を行うこととする。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により景観を形成する主要な要素、要素間の関連性、眺望地点の位置、視覚的な広がり・距離、住民等の日常生活における関わり、季節的な変化等について調査する。

（手法）

- ・写真等による映像情報
- ・その他の適切な方法

##### (2) 予測及び評価に当たって留意すべき事項を把握するために必要な情報の収集

予測及び評価を実施する上で考慮すべき自然的・社会的状況、環境保全法令等における位置付け、市町村等による保全のための施策、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、景観法、文化財保護法、北海道景観条例、市町村景観保全条例等における位置づけ、景観資源や主要な眺望点に関する歴史的・**文化的**な経緯等について調査する。

#### 2 予測及び評価

存在状況に関する調査の結果を踏まえ、景観保全上の観点、利用状況等を勘案して保全対象を適切

に選定するとともに、保全対象に与える影響の内容、程度等を明らかにし、それらに対する事業者の見解を評価の結果として示すこととする。

具体的には、次の手法により保全対象ごとに事業の実施による直接的な変化の程度、眺望点からの眺めの変化の程度等を明らかにし、環境保全措置を踏まえた事業者の見解を評価の結果として示す。

(手法)

- ・フォトモンタージュ
- ・模型
- ・コンピュータ・グラフィックス
- ・その他の適切な方法

### 第3-2 身近な自然

#### 1 現状調査

##### (1) 身近な自然等の存在状況（構成要素、位置、利用状況等）に関する調査

調査は、既存資料・文献、市町村、住民等からの聞き取り調査により情報を広く収集し、内容を検討及び整理するとともに、その結果を踏まえ、適切な調査範囲、調査時期等を設定し、現地調査を行うこととする。

具体的には、身近な自然（野外レクリエーション地を含む。以下同じ。）の立地環境、利用の状況（住民等の日常生活上の関わりの程度）、管理の状況等について、次の手法により調査する。

(手法)

- ・写真等による映像情報
- ・その他の適切な方法

##### (2) 予測及び評価に当たって留意すべき事項を把握するために必要な情報の収集

予測及び評価を実施する上で考慮すべき自然的・社会的状況、環境保全法令等における位置付け、市町村等による保全のための施策、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、身近な自然の成立に係る経緯、市町村等の環境保全に係る計画等における位置付け等について調査する。

#### 2 予測及び評価

存在状況に関する調査の結果を踏まえ、景観保全上の観点、利用状況等を勘案して保全対象を適切に選定するとともに、保全対象に与える影響の内容、程度等を明らかにし、それらに対する事業者の見解を評価の結果として示すこととする。

具体的には、保全対象ごとに事業の実施に伴って生じる利用性、快適性（静穏さ、水辺の水質等）の変化、アクセスルートの変化等を明らかにし、環境保全措置を踏まえた事業者の見解を評価の結果として示す。

## 第4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素

### 第4-1 温室効果ガス

#### 1 現状調査

##### (1) 事業に関連して発生する温室効果ガスに関する調査

工事中及び完了後（事業の供用後）に発生する温室効果ガスの量、種類等について、発生源、工程等ごとに、類似施設における発生量や原単位を用いて適切に予測するため、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により予測に必要な情報を調査する。

(手法)

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める方法

- ・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（平成30~~25~~年環境省 経済産業省）に定める方法
- ・その他の適切な方法

## (2) 類似事例等抑制措置の検討のための情報収集

発生及び排出の抑制措置の検討のため、同種の類似する施設における事例等について、広く文献、資料等を収集するとともに、市町村等が実施する抑制対策について状況を把握する。

具体的には、温室効果ガスの抑制対策技術等について調査する。

## 2 予測及び評価

1の調査結果に基づき、工事中及び完了後（事業の供用後）に発生する温室効果ガスの量、種類等について、発生源、工程等ごとに予測する。また、事業の実施に伴う発生段階及び排出段階における抑制対策について十分検討するとともに、抑制の程度について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示すこととする。

具体的には、温室効果ガスの抑制に係る技術の進展状況等を踏まえ、事業者として実行の可能性等について検討するとともに、温室効果ガスの抑制措置の内容について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示す。

## 第4—2 廃棄物等

### 1 現状調査

#### (1) 事業に関連して発生する廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土）に関する調査

工事中及び完了後（事業の供用後及び施設の撤去）に発生する廃棄物等の量、種類及び発生時期について、発生源、工程等ごとに、類似施設における発生量や原単位を用いて適切に予測するため、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性を勘案して必要な項目を選定し、予測に必要な情報を調査するとともに、地域における廃棄物の処理・再生利用状況等について調査する。

#### (2) 類似事例等抑制措置の検討のための情報収集

発生及び排出の抑制措置の検討のため、同種の類似する施設における事例等について、広く文献、資料等を収集するとともに、市町村等が実施する抑制対策について状況を把握する。

具体的には、廃棄物の抑制対策技術等について調査する。

## 2 予測及び評価

1の調査結果に基づき、工事中及び完了後（事業の供用後及び施設の撤去）に発生する廃棄物等の量、種類及び発生時期について、発生源、工程等ごとに予測する。また、事業の実施に伴う発生段階及び排出段階における抑制対策について十分検討するとともに、抑制の程度について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示すこととする。

具体的には、廃棄物等の発生抑制措置及び処理方法、再生利用可能性等について検討するとともに、発生量及び排出量の抑制の程度について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示す。

## 第5 一般環境中の放射性物質に係る要素

### 第5—1 放射線の量

#### 1 現状調査

一般環境中の放射性物質の状況については、放射線の量で行うことを基本とし、国や道が実施している空間線量率等の調査結果を整理するとともに、必要に応じて地域における環境情報等を参考に、適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

#### 2 予測及び評価

対象事業の実施及び供用に伴う放射線の量の変化について、「第1—1 大気汚染」、「第1—2 水質汚濁」及び「第4—2 廃棄物等」の予測・評価手法等並びに「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）平成27年3月 環境省総合環境政策局環境影響評価課」を参考として、粉じん等、水の濁

り、産業廃棄物及び建設発生土の発生に伴う放射性物質の影響（拡散、流出）について予測するとともに、放射性物質の拡散や流出を防止するための環境保全措置及び抑制の程度について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示す。







## 第 2 章 特定地域環境評価編

# 環境影響評価技術指針（特定地域環境評価編）

第2章	特定地域環境評価編	
第1	趣旨	1
第2	特定地域環境評価の項目	1
第3	特定地域環境評価の実施	3
1	特定地域環境評価の全体的手順	3
2	特定地域方法書	4
(1)	地域開発計画の把握	4
(2)	地域特性の把握	4
(3)	環境影響要因の把握及び特定地域環境評価の項目の選定	4
(4)	調査及び配慮事項に係る評価手法の選定	5
(5)	特定地域方法書の作成	5
3	特定地域準備書	6
(1)	選定した特定地域環境評価項目等の検討	6
(2)	調査の実施	6
(3)	配慮事項の検討	6
(4)	配慮事項に係る評価の実施	6
(5)	特定地域準備書の作成	6
4	特定地域評価書	7
(1)	特定地域準備書の検討	7
(2)	特定地域評価書の構成	7
5	配慮事項の反映	8
6	その他留意すべき事項	9
(1)	文献等を活用する際の出典の明示等	9
(2)	専門家等からの知見の収集	9
(3)	調査の結果の整理に当たっての留意点	9
(4)	わかりやすい書類の作成	9
第4	調査手法、配慮事項の検討及び配慮事項に係る評価の手法	9
1	現状調査	9
(1)	調査項目	9
(2)	調査の対象区域	10
(3)	調査手法	10
(4)	調査に当たっての留意事項	10
2	配慮事項の検討	10
3	配慮事項の評価	11
(1)	評価項目	11
(2)	評価の指標の設定	11
(3)	評価手法	11
(4)	評価に当たっての留意事項	11
(別紙)	特定地域環境評価項目の選定に係るマトリックス表（参考例）	12

第1 趣旨

1 この環境影響評価技術指針第2章特定地域環境評価編（以下「特定地域指針」という。）は、知事が行う特定地域に係る特定地域環境評価の実施に関して、北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第49条、第51条から第53条まで及び第56条の規定に基づき、特定地域方法書、特定地域準備書等の記載事項について定めるとともに、調査及び配慮事項に係る評価の手法等特定地域環境評価を行う上で必要な技術的事項を選定するに当たり考慮すべき事項を定めるものである。

なお、必要に応じ、この特定地域指針に定められた事項以外の手法等を選定することができる。

2 この特定地域指針は、環境影響評価に関する科学的知見の進展、事例の蓄積などを踏まえ、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

第2 特定地域環境評価の項目

特定地域に係る環境評価を行う環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の項目は、次の表のとおりである。

環境要素		細 区 分
1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	1 大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準の項目</li> <li>・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項、<del>及び</del>第4項、<u>第7項、第8項、第12項及び第16項</u>の物質</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類</li> </ul>
	2 水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目</li> <li>・水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条の物質及び第3条の項目</li> <li>・ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止<u>及び水域の生活環境動植物の被害防止</u>に係る<u>暫定指導指針について（令和平成2年環境省水・大気環境庁水質保全局長通知）</u>に定める農薬</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類</li> <li>・その他の項目（水温、底質及び塩分等）</li> </ul>
	3 騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境、自動車、鉄道、航空機、工場・事業場及び建設作業の各騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び各超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）</li> </ul>
	4 振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境、自動車、鉄道、工場・事業場及び建設作業の各振動</li> </ul>

	5 悪臭	・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項の特定悪臭物質及び第2項の臭気指数
	6 土壌汚染	・環境基本法第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の項目 ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類
	7 地盤 <del>洗干</del>	・地盤沈下、 <u>土地の安定性</u>
	8 日照 <del>阻害</del>	・日照阻害、風車の影、 <u>反射光</u>
	9 電波障害	・電波障害
2 生物の多様性の <u>保全確保</u> 及び多様な自然環境の保全に係る要素	1 地形・地質	・地形、表層地質、土壌及び温泉
	2 植物	・種子植物、シダ植物、藻類
	3 動物	・ほ乳類、鳥類、両生・は虫類、魚類、昆虫類（水生昆虫類を除く。）及び底生動物（水生昆虫類を含む。）
	4 生態系	・生態系
3 身近な自然等との 触れ合いに係る要素	1 景観	・自然景観、都市景観及び農村（里地）景観
	2 身近な自然	・身近な自然（野外レクリエーション地を含む。）
4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素	1 温室効果ガス	・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項の物質
	2 廃棄物等	・一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土
5 一般環境中の放射性物質に係る要素	1 放射線の量	・粉じん等の発生に伴うもの ・水の濁りの発生に伴うもの ・産業廃棄物及び建設発生土の発生に伴うもの

第3 特定地域環境評価の実施

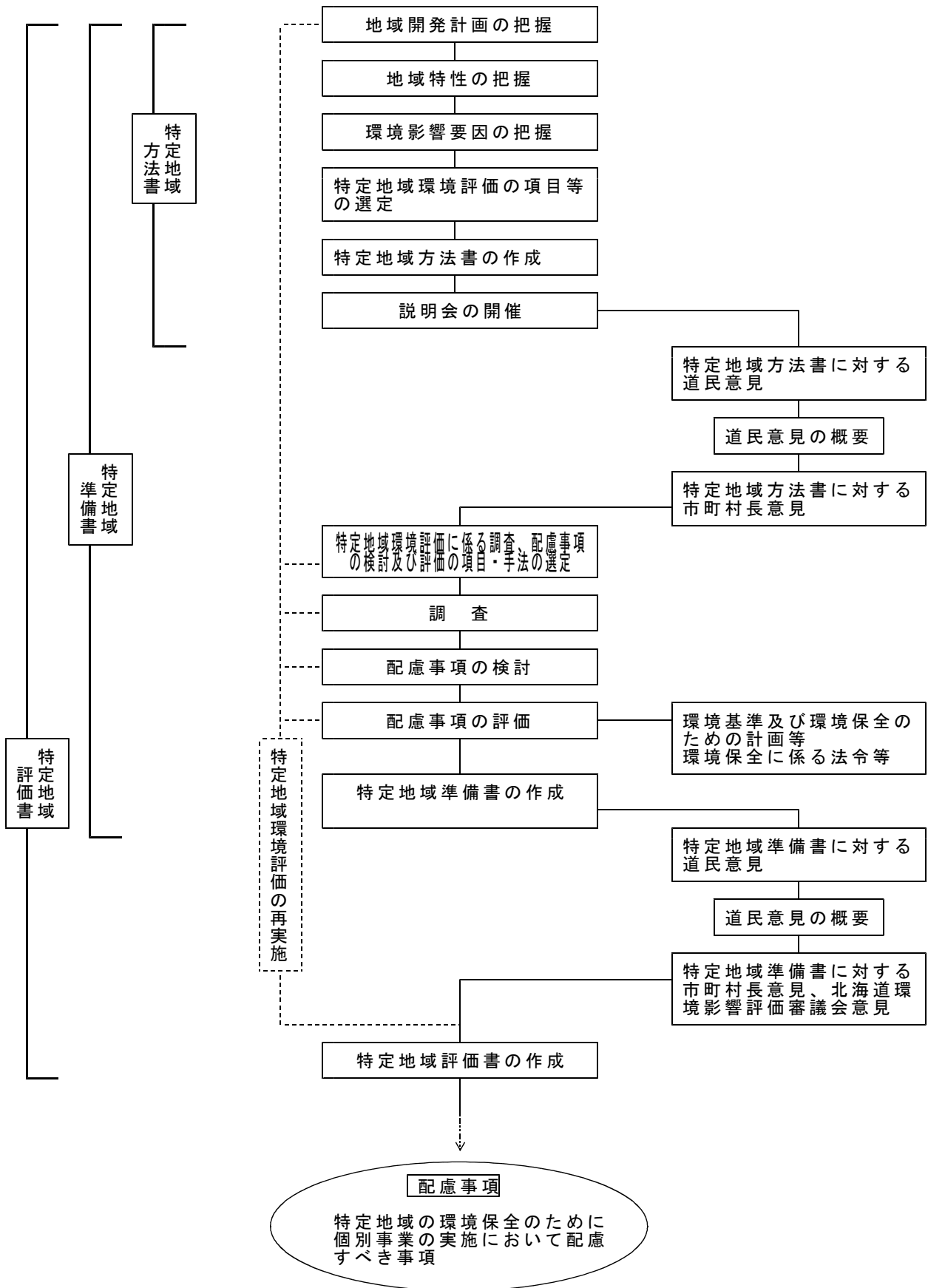
1 特定地域環境評価の全体的手順

特定地域に係る環境評価の全体的手順は、おおむね次のとおりである。

<関係図書の区分>

<北海道の行為>

<検討すべき意見等>



## 2 特定地域方法書

### (1) 地域開発計画の把握

ア 地域開発計画の目的、当該計画の概要及び特定地域の指定の内容を把握するとともに、当該計画の策定に係る背景及び経緯について環境保全の観点から整理を行うこと。

背景の整理では、地域開発計画の策定の前提となる条件等、また、経緯の整理では、検討の過程で考慮された事項や選択肢その他の地域開発計画策定に至るまでの経緯について整理すること。

イ アの趣旨を踏まえ、特定地域方法書の地域開発計画の概要には、環境保全に対する基本的な考え方及び地域開発計画の立案に際して行った環境への配慮を含めて記載すること。

### (2) 地域特性の把握

ア 特定地域環境評価の項目等の選定を行うために必要な範囲内で、次に掲げる地域特性（地域の自然的状況及び社会的状況）を把握するものとする。

自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気環境（気象、大気質、騒音、振動、悪臭等）の状況</li> <li>・ 水環境（水象、水質、水底の底質、地下水（温泉を含む。）等）の状況</li> <li>・ 土壌及び地盤の状況</li> <li>（以上、環境基準等が設定されているものについてはその確保の状況及び公害等に係る苦情が発生しているものについてはその状況を含む。）</li> <li>・ 地形及び地質の状況</li> <li>・ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</li> <li>・ 景観、身近な自然（野外レクリエーション地を含む。）の状況</li> <li>・ 文化財（文化財保護法等で定める史跡名勝天然記念物等）の状況</li> <li>・ 一般環境中の放射性物質（放射線の量）の状況</li> </ul>
社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口及び産業の状況</li> <li>・ 土地利用の状況</li> <li>・ 河川、湖沼、海域及び地下水（温泉を含む。）の利用の状況</li> <li>・ 交通の状況</li> <li>・ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</li> <li>・ 下水道の整備の状況</li> <li>・ 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>

イ 地域特性の把握のための調査は、既存資料の整理又は解析を基本とする。（第4の1参照）

ウ 地域特性の特定地域方法書への記載に当たっては、地名、河川名等の由来（アイヌ語）の解説を記載するとともに、アの表の各項目と選定した特定地域環境評価の項目との関連を簡潔に記載すること。

### (3) 環境影響要因の把握及び特定地域環境評価の項目の選定

#### ア 環境影響要因の把握

特定地域における環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）は、(1)の地域開発計画及び(2)の地域特性により把握することとし、次に定める要因を基本とする。

なお、工事の実施に伴う影響については、個別の事業の実施段階で検討することとし、環境影響要因の対象とはしないものである。

(ア) 現況施設の存在又は供用に伴う影響

(イ) 地域開発計画に基づく土地造成計画又は基盤整備計画等により設置される施設の存在に伴う影響

(ウ) 地域開発計画に基づく土地利用計画等により利用形態ごとに区分された区域に設置される施設の供用に伴う影響



## イ 特定地域環境評価項目の選定

### (7) 評価項目の選定

特定地域環境評価項目の選定に当たっては、第2の表の環境要素（18項目）を基本とし、アの環境影響要因の可能性やその程度を的確に把握した上で、それらの環境保全上の重要性に応じ適切に選定すること。

なお、特定地域環境評価の項目に漏れが生じないように、環境要素と環境影響要因とを両軸としたマトリックスを用い、特定地域環境評価の項目に係る環境要素の採否に関する一覧表（別紙参照）を作成すること。

### (4) 選定に当たっての留意事項

計画段階での特定地域環境評価であることから、特定地域環境評価の項目等の選定に当たっては、地域開発計画の目的や制約条件を明確にするとともに、第4の2「配慮事項の検討」を勘案して特定地域環境評価の検討範囲を明らかにする等、その特殊性を踏まえたものとする。

また、個別の事業の詳細は決まっていないという地域開発計画の特性、既存の施設及び進行中の事業を考慮すること。

### (7) 方法書記載に当たっての留意事項

特定地域方法書には、(7)により選定した特定地域環境評価の項目については選定理由（環境影響要因を含む。）を、選定しなかった環境要素についてはその選定しなかった理由を記載すること。

## (4) 調査及び配慮事項に係る評価手法の選定

### ア 調査手法の選定

(7) 調査の手法については、(3)イで選定された特定地域環境評価の項目ごとに、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、第4の1「現状調査」を参考にして、適切な調査手法を選定すること。

(4) 特定地域方法書には、(7)により選定した調査の手法を記載すること。

### イ 配慮事項に係る評価手法の選定

(7) 配慮事項に係る評価の手法については、(3)イで選定された特定地域環境評価の項目ごとに、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、第4の3「配慮事項の評価」を参考にして、適切な評価手法を選定すること。

(4) 特定地域方法書には、(7)により選定した評価の手法を記載すること。

なお、配慮事項に係る評価の手法が選定されていない場合には、その理由を記載すること。

## (5) 特定地域方法書の作成

ア 特定地域方法書には、(1)から(4)までに含まれるもののほか、特定地域における既存の施設及び進行中の事業等地域開発計画に関連する事項についても、必要に応じて記載すること。

イ 特定地域方法書の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 特定地域の名称及び範囲	・ 特定地域の名称及び範囲 ・ 特定地域の指定の内容（地域開発計画策定に係る背景及び経緯等を含む。）
2 地域開発計画の目的及び内容	・ 地域開発計画の目的 ・ 地域開発計画の概要（環境保全に対する基本的考え方等を含む。）等
3 地域特性	・ 地域の自然的状況及び社会的状況

4 特定地域環境評価の項目	・特定地域環境評価の項目及びその選定理由（環境影響要因を含む。） ・マトリックス表等
5 調査及び配慮事項に係る評価手法	・調査の手法 ・配慮事項に係る評価の手法（評価の手法を選定しなかった場合はその理由）

### 3 特定地域準備書

#### (1) 選定した特定地域環境評価項目等の検討

特定地域方法書に対する環境保全の見地からの道民意見及び特定地域を管轄する市町村長意見（以下「道民意見等」という。）を踏まえ、必要に応じて選定した特定地域環境評価の項目、調査の手法及び配慮事項に係る評価の手法について検討を行うこと。

検討に当たっては、2の(3)イ「特定地域環境評価項目の選定」、2の(4)ア「調査手法の選定」及び2の(4)イ「配慮事項に係る評価手法の選定」に準拠すること。

#### (2) 調査の実施

ア 調査の実施に当たっては、第4の1「現状調査」を参考にして、(1)で検討した特定地域環境評価の項目ごとに実施すること。

なお、地域開発計画の特性及び地域特性により、必要に応じ、これら以外の手法により調査を実施することができるものとする。

イ 調査を実施した結果、配慮事項の検討を行う必要がないものと判断される特定地域環境評価の項目については、当該項目並びに配慮事項の検討を行う必要がないものと判断した理由を記載すること。

#### (3) 配慮事項の検討

ア 配慮事項の検討については、第4の2「配慮事項の検討」を参考にして、(1)で検討した特定地域環境評価の項目ごとに実施すること。

イ 動物、植物等において種等の第2の表の細区分欄に掲げる区分より小さい区分を保全を図るべき対象として選定し、配慮事項の検討を行うときは、その選定理由を記載すること。

#### (4) 配慮事項に係る評価の実施

配慮事項に係る評価については、第4の3「配慮事項の評価」を参考にして、(1)で検討した特定地域環境評価の項目ごとに実施するとともに、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、特定地域に共通する事項、地域開発計画で想定されている土地利用計画や事業種を考慮して区分するなど総合的に評価すること。

#### (5) 特定地域準備書の作成

ア 特定地域準備書に記載する特定地域環境評価の項目、調査の手法等は、特定地域方法書に対する道民意見等を踏まえて検討を加えた特定地域環境評価の項目、調査の手法等とすること。

なお、この検討により特定地域方法書に記載した特定地域環境評価の項目、調査の手法等に変更が生じたときは、特定地域方法書の記載内容と対比するなどにより変更部分を明らかにした上で、記載すること。

イ 特定地域準備書の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 特定地域の名称	・特定地域の名称及び範囲

及び範囲	・特定地域の指定の内容（地域開発計画の策定に係る背景及び経緯等を含む。）
2 地域開発計画の目的及び内容	・地域開発計画の目的 ・地域開発計画の概要（環境保全に対する基本的考え方を含む。）等
3 地域特性	・地域の自然的状況及び社会的状況等
4 特定地域環境評価の項目等	・特定地域環境評価の項目及びその選定理由（環境影響要因を含む。） ・調査の手法及び配慮事項に係る評価の手法 ・マトリックス表等
5 調査結果並びに配慮事項及び配慮事項の評価の結果	・調査の結果の概要 ・環境評価項目ごとの配慮事項（当該配慮をすべきであるに至った検討の状況を含む。）及び配慮事項に係る評価の一連の結果
6 総合的な評価	・特定地域に共通する配慮事項、土地利用計画や事業種を考慮して区分された区域ごとの配慮事項を取りまとめた総括表 ・配慮事項の反映等
7 手続の概要	・特定地域方法書について行われた手続の経過の概要
8 特定地域方法書についての意見等	・特定地域方法書についての道民意見等の概要並びにこれらに対する知事の見解
9 特定地域環境評価の委託者の氏名等	・特定地域環境影評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合はその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに記載内容についての問い合わせ先

#### 4 特定地域評価書

##### (1) 特定地域準備書の検討

特定地域準備書に対する道民意見等及び北海道環境影響評価審議会の意見を踏まえ、必要に応じて、調査結果の概要、配慮事項及び配慮事項に係る評価の結果の修正について検討を行うこと。

なお、検討の結果、新たに調査、配慮事項の検討及び配慮事項に係る評価を行う場合は、3「特定地域準備書」を参考に実施すること。

また、この検討により特定地域準備書に記載した調査結果の概要、配慮事項及び配慮事項に係る評価の結果について修正が生じたときは、特定地域準備書の記載内容と対比するなど修正部分を明らかにした上で、記載すること。

##### (2) 特定地域評価書の構成

特定地域評価書の構成は、おおむね次のようにすること。

なお、専門家等の助言を受けたときは、当該区分毎に、その内容及び対応状況、専門家等の専門分野等を記載すること。

区 分	主 な 記 載 内 容 等
1 特定地域の名称及び範囲	・特定地域の名称及び範囲 ・特定地域の指定の内容（地域開発計画の策定に係る背景及び経緯等を含む。）

2 特定地域環境評価の概要	・特定地域環境評価の結果等についての概要（特定地域準備書に係る要約書に記載した事項をもとに、道民意見等及び北海道環境影響評価審議会の意見を踏まえて修正した内容を簡潔に記載すること。）
3 地域開発計画の目的及び内容	・地域開発計画の目的 ・地域開発計画の概要（環境保全に対する基本的考え方を含む。）等
4 地域特性	・地域の自然的状況及び社会的状況等
5 特定地域環境評価の項目等	・特定地域環境評価の項目及びその選定理由（環境影響要因を含む。） ・調査の手法及び配慮事項に係る評価の手法 ・マトリックス表等
6 調査結果並びに配慮事項及び配慮事項の評価の結果	・調査の結果の概要 ・環境評価項目ごとの配慮事項（当該配慮をすべきであるとするに至った検討の状況を含む。）及び配慮事項に係る評価の一連の結果
7 総合的な評価	・特定地域に共通する配慮事項、土地利用計画や事業種を考慮して区分された区域ごとの配慮事項を取りまとめた総括表 ・配慮事項の反映等
8 手続の概要	・特定地域方法書及び特定地域準備書について行われた手続の経過の概要
9 道民意見の概要等	・特定地域方法書及び特定地域準備書についての道民意見の概要並びに知事の見解
10 市町村長意見等	・特定地域方法書及び特定地域準備書についての特定地域を管轄する市町村長意見並びに知事の見解
11 北海道環境影響評価審議会の意見等	・特定地域準備書についての北海道環境影響評価審議会の意見及び知事の見解等
12 特定地域準備書を修正した内容	・準備書を修正した内容及び修正理由（道民意見等及び北海道環境影響評価審議会の意見により検討を加えて修正したものの区分を含む。）
13 特定地域環境評価の委託者の氏名等	・特定地域環境評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合はその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに記載内容についての問い合わせ先

## 5 配慮事項の反映

ア 特定地域における個別の事業の実施に当たっては、配慮事項を踏まえ、環境の保全に十分配慮がなされるよう必要な措置を講じること。

イ 地域開発計画に位置付けがない大規模な事業が新たに計画又は実施される場合にあっては、地域全体の環境の保全の観点から配慮事項を踏まえつつ、環境の保全についての適切な配慮がなされるようにすること。

ウ 配慮事項の適切な実施を図るための組織体制を検討すること。

エ 個別の事業の実施段階では適切な環境の保全のための措置の実施が困難であると考えられる

場合は、地域開発計画において、環境の保全に適切な配慮がなされるよう必要な検討を行うこと。

オ 特定地域における環境の状況については、必要に応じてモニタリングを行い、環境保全に十分な配慮がなされるよう努めること。

カ 特定地域における港湾計画の改定が行われる際には、配慮事項を踏まえつつ、必要な検討を行うこと。

## 6 その他留意すべき事項

### (1) 文献等を活用する際の出典の明示等

既存の文献等から各種の情報を引用する場合には、出典（文献名、著者、作成時期、判明している場合には調査機関名等）に加え、調査目的・趣旨、調査方法及び調査結果についても可能な限り具体的に記載すること。

### (2) 専門家等からの知見の収集

地域特性の把握、特定地域環境評価項目の選定、調査及び配慮事項に係る評価手法の検討等に当たっては、既存の文献等からの情報の収集のほか、必要に応じて、道、市町村、~~専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）~~からの知見及び情報の収集に努めること。

なお、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするとともに、~~その対応状況も含めて~~整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。

また、知見や情報の偏りを防ぐため、同一分野の複数の専門家等から聴き取りを行うこと。

### (3) 調査の結果の整理に当たっての留意点

盗掘、密猟又は繁殖阻害等が懸念される希少生物の生育又は生息に関する情報を記載するときは、種及び生育地又は生息地が特定されないよう配慮するものとし、「環境影響評価図書インターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成24年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）等を参考にするとともに、記載方法については事前に協議を行うこと。

### (4) わかりやすい書類の作成

特定地域方法書、特定地域準備書等の作成に当たっては、図表を効果的に用いるとともに、必要な場合には用語解説を加えるなど、簡明かつ平易な記載内容となるよう努めること。

## 第4 調査手法、配慮事項の検討及び配慮事項に係る評価の手法

### 1 現状調査

#### (1) 調査項目

ア 方法書作成段階における調査項目は、特定地域環境評価の項目の選定、調査手法の選定及び配慮事項に係る評価手法の選定に必要な情報の把握に努めることとし、次に定める項目を調査するものとする。

なお、地域特性の把握のための調査では、特定地域の環境の現状及び環境負荷の状況を明らかにするため、供用中、操業中及び進行中の施設及び事業による環境負荷の現状、これまでの変化の状況等の環境影響も的確に把握するものとする。

(ア) 地域開発計画の目的及び概要

(イ) 特定地域の指定の内容

(ウ) 地域特性

イ 準備書作成段階における調査項目は、方法書作成段階で把握した内容に加え、次に定める項目等を調査すること。

(ア) 配慮事項の検討のための類似事例等に関する資料

- (イ) 道民意見等を踏まえて検討した結果、追加した環境要素に関する資料
- (ウ) 配慮事項の検討に当たり、新たに必要となった資料
- ウ 評価書作成段階における調査項目は、準備書作成段階で把握した内容に加え、新たに必要となった事項を調査すること。

## (2) 調査の対象区域

- ア 方法書作成段階における調査区域  
調査対象区域は、特定地域に該当する市町村の全域とする。
- イ 準備書作成段階における調査区域  
調査対象区域は、特定地域及びその周辺地域とする。なお、地域開発計画に基づく事業の実施により環境の状況が一定程度以上の変化が予想される地域を含むものとする。
- ウ 評価書作成段階における調査区域  
調査対象区域は、調査する事項に応じて適宜選定すること。

## (3) 調査手法

- ア 方法書作成段階における調査は、次に定める手法を基本とする。
  - (ア) 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、その結果を整理し、解析する手法
- イ 準備書作成段階における調査は、次に定める手法を基本とする。
  - (イ) 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、その結果を整理し、解析する手法
  - (ロ) 専門家等からの知見の収集
  - (ハ) 現地踏査による目視等調査（当該環境評価の項目に係る調査地域を踏査し、主として視覚を通して調査対象を確認する行為を指す）
  - (ニ) 必要に応じて実施する現地調査
- ウ 評価書作成段階における調査手法は、調査する事項に応じて適宜選定すること。

## (4) 調査に当たっての留意事項

- 調査に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- ア 文献等を活用する際の出典の把握  
第3の6(1)の文献等を活用する際の出典の明示等に係る内容について、的確に把握すること。
- イ 専門家等からの知見の収集  
第3の6(2)の専門家等からの知見の収集に係る内容について、的確に把握すること。
- ウ 現地踏査等を実施する場合は、調査期間及び頻度は、調査項目について適切かつ効果的に把握することができる期間及び頻度とすること。  
また、調査地点を設定する場合は、調査項目及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、特定地域の環境の状況を代表する地点又は配慮事項の検討及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を設定すること。  
なお、現地調査を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。

## 2 配慮事項の検討

配慮事項の検討は、1の現状調査の結果を踏まえ取りまとめることとし、特定地域環境評価の項目として設定した環境要素ごとに配慮事項を検討し、整理すること。

なお、配慮事項の検討に当たっては、次の事項に留意すること

- ア 可能な限り、理論に基づく計算、事例の引用又は解析、保全対象等と地域開発計画の重ね合わせによる推定によること。
- イ 配慮事項の検討の前提となる条件は、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、必要な条件を設定すること。

ウ 配慮事項の検討に関する事項については、その内容及び検討経過を明らかにできるように整理すること。

### 3 配慮事項の評価

配慮事項の評価は、地域開発計画の特性や地域特性を勘案した上で、配慮事項の内容として適切かどうかを評価するものとする。

#### (1) 評価項目

2の配慮事項の検討結果を踏まえ、特定地域環境評価の項目として設定した環境要素ごとに配慮事項の評価を行うこと。

#### (2) 評価の指標の設定

配慮事項の評価に当たっては、可能な限り指標を定めるなど客観的に評価すること。

なお、指標の設定に当たっては、特定地域環境影響評価の項目や地域特性、地域開発計画の実施に伴う環境影響を勘案し、次の事項に留意するなど適切なものを設定すること。

ア 環境基準や環境に関する規制基準に適合すること。

イ 国又は地方公共団体が策定した計画、指針（北海道環境基本計画、北海道地球温暖化対策推進計画、北海道湖沼環境保全基本指針、北海道循環型社会形成推進基本計画、北海道自然環境保全指針等）に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

ウ その他客観的で適切な指標であること。

#### (3) 評価手法

ア 現状調査及び配慮事項の検討結果に基づき評価すること。

イ 地域開発計画の特性や地域特性及び(2)の評価の指標を勘案して評価すること。

ウ 開発に伴う環境負荷を可能な限り少なくし、問題発生未然防止や今後も良好な状態を維持するという観点から評価すること。

エ 個別の事業の実施における配慮事項の内容として適切かどうか評価すること。

オ 道民の意見、関係市町村長の意見及び北海道環境影響評価審議会の意見を踏まえた内容かどうか評価すること。

#### (4) 評価に当たっての留意事項

ア 配慮事項の評価に当たっては、必要に応じて、供用中、操業中及び進行中の施設及び事業を前提としつつ、地域開発計画の目的や制約条件等を検討した上で、評価すること。

イ 配慮事項の評価結果は、地域開発計画の特性や地域特性を勘案し、特定地域に共通する事項、地域開発計画で想定されている土地利用計画や事業種ごとに区分するなど総合的にまとめること。

ウ 配慮事項の評価に当たっては、当該評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにすること。

(別紙)

特定地域環境評価項目の選定に係るマトリックス表（参考例）

環境影響要因の区分 環境要素の区分	現在の影響状況	施設の存在影響				施設の供用影響				開発計画・地域特性を踏まえた環境評価項目の選定理由 (選定しない場合にあってはその理由)
		土地造成計画	基盤整備計画		土地利用計画		土地利用計画			
		港湾計画	道路計画	用水計画	○○計画	○ エリア	× エリア	△ エリア	保 全 エ リ ア	
人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素	大気汚染									
	水質汚濁									
	騒音及び超低周波音									
	振動									
	悪臭									
	土壌汚染									
	地盤沈下									
	日照障害									
	電波障害									
生物の多様性の保全確保及び多様な自然環境の保全に係る要素	地形・地質									
	植物									
	動物									
	生態系									
身近な自然等との触れ合いに係る要素	景観									
	身近な自然									
地球環境保全及び循環型社会に係る要素	温室効果ガス									
	廃棄物等									
一般環境中の放射性物質に係る要素	放射線の量									
<p>注1. 「現在の影響状況」欄については、現況における環境基準の達成状況等を勘案して特定地域環境評価項目を選定すること。</p> <p>2. 「施設の存在影響」欄については、土地造成計画、基盤整備計画等に基づき実施する事業により設置された施設の存在を勘案して選定すること。</p> <p>3. 「施設の供用影響」欄については、土地利用計画により区分されたエリアごとに設置される施設の供用を勘案して選定すること。</p>										



